

基礎からわかる「18歳成人」

4月1日に成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行され、約230万人の18、19歳が一斉に成人となる。自分の意思で選択できることが増える一方、大人としての自覚と責任が求められる。

自分の意思で被害に注意

成人になると契約が自分の意思で結べるようになり、その責任も負うことになる。スマートフォン、スマートフォンの購入やクレジットカードの作成、アルバイトとして働くこと……。こうした身近な契約について、民法は、未成年が親の同意なく結んだ契約は取り消せる規定（未成年者取消権）を設け、手厚く保護している。

全国の消費生活センターなどに若者から寄せられた相談は、「手軽に稼げる」とうたった情報教材や健康食品、エステサービスが目立っている。相談件数は20歳から急増しており、取消権が被害を抑え込んできた。まとめでは、20年度の18、19歳の相談件数は、それぞれ4716件と6663件だったが、20歳は1万1108件に増えている。4月から18、19歳は、20歳以上と同じように取消権の適用外になり、契約をいったん結ぶと取り消すことが困難になる。経験や知識の不足を悪質業者につけ込まれ、高額な商品を購入するためにローンが組まれたりするトラブルが増える恐れがある。

◆対策は

4月から実施される高校の新しい学習指導要領では、公民や家庭科の授業で「金融教育」が始まる。投資や資産形成の基礎とリスクなどを学ぶことが目的だ。銀行や証券会社などの団体は、学校

向けの教材作成や講師派遣を行い、周知している。また国も、特設サイト、ツイッター、芸能人や人気漫画が登場する動画を使い、注意を喚起している。

消費者トラブルに詳しい弁護士は「被害に遭う18歳、19歳が増えるのは間違いない。トラブルに巻き込まれてもすぐに対応できるように体制拡充が欠かせない」と話す。

(2022年3月31日 読売新聞朝刊より)

1 成人が「自分の意思で選択できること」として、記事で挙げられていることを漢字2字で抜き出しましょう。

2 記者は傍線部分を引用することで、何を伝えようとしていますか。最も適切なものを選び、番号で答えましょう。

- ① 18、19歳は、20歳と比べて高校の学習内容も変わり、教育が行き届いているために相談件数が少ないこと。
- ② 年齢が若いほど、トラブルを周囲に言い出すことができないので、被害に遭っていても相談件数に表れないこと。
- ③ 少子化の影響で年齢が若いほど人口が少ないので、相談件数も少なくなること。
- ④ 18歳、19歳のトラブル件数が少ないのは、これまで未成年として守られていたからだという事。

3 この記事を書いた記者は、読み手により一層の注意を促すために、図やグラフを添えることにしました。記事の内容をふまえ、最も適切なものを選び、番号で答えましょう。

■「18歳成人」で変わらないもの

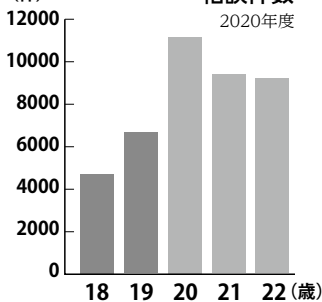
● 20歳以上のみ

- ・飲酒、喫煙ができる
- ・競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブルができる
- ・猟銃を所持できる
- ・船長や機関長になれる
- ・養子をとれる
- ・国民年金への加入義務

● 18歳以上のみ

- ・選挙で投票できる
- ・普通乗用車を運転できる

■消費者トラブルの相談件数



■18、19歳が注意する消費者トラブル

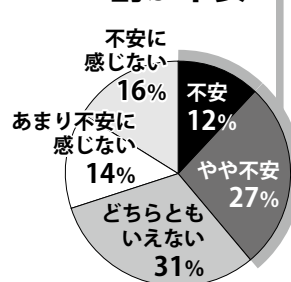
怪しい、だまされたと思ったら…
188(消費者ホットライン)
#9110(警察相談専用電話)に



	事例	主なアドバイス
1 もうけ話	副業、情報教材、マルチ	確実にもうかる話はない。広告や勧誘をうのみにしない
2 美容関連	美容エステ、美容医療	その場で契約・施術をしない
3 定期購入	健康食品、化粧品	低価格の強調には特に注意する
4 SNS きっかけ	誇大広告、知り合った相手の勧誘	相手が本当に信用できるか慎重に判断する

■「18歳成人」不安?

4割が不安



基礎からわかる「18歳成人」

4月1日に成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行され、約230万人の18、19歳が一斉に成人となる。自分の意思で選択できるが増える一方、大人としての自覚と責任が求められる。

自分の意思で被害に注意

成人になると契約が自分の意思で結べるようになり、その責任も負うことになる。スマートフォン、スマートフォンの購入やクレジットカードの作成、アルバイトとして働くこと。こうした身近な契約について、民法は、未成年が親の同意なく結んだ契約は取り消せる規定（未成年者取消権）を設け、手厚く保護している。

全国の消費生活センターなどに若者から寄せられた相談は、「手軽に稼げる」とうたった情報商材や健康食品、エステサービスが目立っている。相談件数は20歳から急増しており、取消権が被害を抑え込んできた。まためでは、20年度の18、19歳の相談件数は、それぞれ4716件と6663件だったが、20歳は1万108件に増えている。4月から18、19歳は、20歳以上と同じように取消権の適用外になり、契約をいったん結ぶと取り消すことが困難になる。経験や知識の不足を悪質業者につけ込まれ、高額な商品を購入するためにローンが組まされたりするトラブルが増える恐れがある。

◆対策は

4月から実施される高校の新しい学習指導要領では、公民や家庭科の授業で「金融教育」が始まる。投資や資産形成の基礎とリスクなどを学ぶことが目的だ。銀行や証券会社などの団体は、学校



- 1 成人が「自分の意思で選択できること」として、記事で挙げられていることを漢字2字で抜き出しましょう。

契約

「自分の意思で結べるようになり、責任も負うことになる」と表現しています。この記事は「契約」がテーマです。

向けの教材作成や講師派遣を行い、周知している。また国も、特設サイト、ツイッター、芸能人や人気漫画が登場する動画を使い、注意を喚起している。

消費者トラブルに詳しい弁護士は「被害に遭う18歳、19歳が増えるのは間違いない。トラブルに巻き込まれてもすぐに対応できるような体制拡充が欠かせない」と話す。

- 2 記者は傍線部分を引用することで、何を伝えようとしていますか。最も適切なものを選び、番号で答えましょう。

④

これまで18、19歳は、20歳より相談が少なかった、という「事実」に対する「理由」を考えます。

- 18、19歳は、20歳と比べて高校の学習内容も変わり、教育が行き届いているために相談件数が少ないこと。
- 年齢が若いほど、トラブルを周囲に言い出すことができないので、被害に遭っていても相談件数に表れないこと。
- 少子化の影響で年齢が若いほど人口が少ないので、相談件数も少なくなること。
- 18歳、19歳のトラブル件数が少ないのは、これまで未成年として守られていたからだという事。

- 3 この記事を書いた記者は、読み手により一層の注意を促すために、図やグラフを添えることにしました。記事の内容をふまえ、最も適切なものを選び、番号で答えましょう。

③

① 「18歳成人」で変わらないもの

- 20歳以上のみ
 - ・ 飲酒、喫煙ができる
 - ・ 競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブルができる
 - ・ 猟銃を所持できる
 - ・ 船長や機関長になれる
 - ・ 養子をとれる
 - ・ 国民年金への加入義務
- 18歳以上のみ
 - ・ 選挙で投票できる
 - ・ 普通乗用車を運転できる

② ■ 消費者トラブルの相談件数 2020年度

国民生活センターまとめ。全国の消費生活センターなどに寄せられた件数。「20歳」の件数には「20歳代」として18歳以上の相談も含む

③ ■ 18、19歳が注意する消費者トラブル

怪しい、だまされたと思ったら…
188 (消費者ホットライン)
#9110 (警察相談専用電話) に

事例	主なアドバイス
1 もうけ話	副業、情報商材、マルチ 確実にもうかる話はない。広告や勧誘をうのみにしない
2 美容関連	美容エステ、美容医療 その場で契約・施術をしない
3 定期購入	健康食品、化粧品 低価格の強調には特に注意する
4 SNS きっかけ	誇大広告、知り合った相手の勧誘 相手が本当に信用できるか慎重に判断する

④ ■ 「18歳成人」不安?

4割が不安

小数点以下第1位を四捨五入

記事の狙いは新たに「成人」になる18歳や19歳が「トラブルに巻き込まれないようにすること」です。そのために最も効果があるのは③の「注意すべき消費者トラブル」の具体例です。③の内容を知っていれば、気をつけるべき「契約」について、読者もイメージができそうですね。

読んでみよう!

◆ミー太郎のおすすめ記事

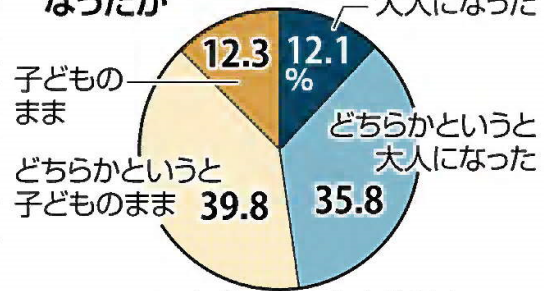
18歳の自分は

「子ども」52%

競馬ダメ3割知らず

18歳の自分は「大人」か「子ども」か。日本財団が1月に17〜19歳の10000人を対象に行った意識調査では、改正民法の施行で新成人となる18歳時点で、成人にふさわしい大人になった(なれる)と回答したのは、「どちらか」と回答したのとは、「どちらか」というとなった」を含め47・9%。「子どものまま」の回答は計52・1%で、それを上回った。

◆18歳で「成人」にふさわしい大人になったか



※日本財団の18歳意識調査による

成人年齢の引き下げについては、「知っていた」「なんとなく知っていた」と回答した割合は計96%に上った。一方で、4月以降に変わる法律やルールについては、18歳で親の同意なく契約が知らなかった。

約できるようになることを、3割超が把握していなかった。競馬、競輪など公営競技の投票券を購入できる年齢は20歳のまま維持されることが知らなかった。



(2022年4月1日、読売新聞朝刊より)

18歳になる時、「成人にふさわしい大人になった」と言えるとよいですね。